

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和7年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システム保守業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	63,041,000	R7.4.1	本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。 当該業務は、福祉総合情報システムの運用・保守等を行うものであり、稼働監視や障害対応等、本業務を履行するためには、本システムの構成や設定の詳細な知識及び保守に係る技術が必要である。 仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りやもれ、改修工数の増加等が生じること、また、処理の誤りによる各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、高齢者・障害者(児)福祉事業に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。 詳細な知識等を有し、システム全体の機能を損なうことなく本業務を適正に履行できるものは、当該システムを開発・導入した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社関西公共第二ビジネス部以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	
2	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システム改修業務 (データ連携機能)	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	31,232,300	R7.4.17	本業務の目的は、既存の福祉総合情報システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、国が定める標準準拠システム間のデータ連携方式に対応するためにシステムの改修を行うことである。 当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる高齢者・障害者(児)福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本業務を履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	地域共生 推進課	228-0375	堺市生活困窮者自立相談支援 事業運営業務	社会福祉法人堺市社会 福祉協議会	65,054,660	R7.4.1	当該業務は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた新たな社会資源の創出や地域における支援のネットワークの構築など地域の実情に応じた地域づくりを行うことを目的として、生活困窮者からの相談を受け、福祉事務所や公共職業安定所などの関係機関や民生委員・児童委員等の地域のネットワークと連携を図りながら、生活困窮者のための包括的、個別的、継続的な支援を実施する業務である。 (社福)堺市社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体としてさまざまな事業を実施している公共性の高い団体であり、長年の地域福祉活動で培った地域からの信頼と多様な社会資源とのつながり及び既存の人的資源を活かすことができ、本市において当該業務を履行するための知識及び経験を有する唯一の団体であり、生活困窮者からの相談を受け、関係機関などと連携を図りつつ、包括的、個別的、継続的な支援の実施や地域の実情に応じた地域づくりを効率的・効果的に推進するためには、当該団体への発注を通じて履行することが最も適している。 以上のことから、当該業務の性質・目的は競争入札に適さず、(社福)堺市社会福祉協議会に一者随契をするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

4	地域共生 推進課	228-0375	堺市コミュニティソーシャルワーカー設置業務	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	57,350,150	R7.4.1	少子高齢化や地域コミュニティの希薄化などをはじめとした社会情勢の変化に伴い、地域における福祉課題は複雑化、多様化している。コミュニティソーシャルワーカーは、福祉制度の狭間に陥っている方や複合多問題を抱える方の支援を通し、当人の課題整理や各専門機関との連携により問題解決を行うほか、地域の福祉課題を抽出し、解決に向けた施策を本市に提案する等の業務を行うことで本市における地域福祉を総合的に推進することを目的として設置するものである。 上記目的の達成のためには、業務内容や業務実施方法の詳細を本市が仕様書に規定し、価格による競争入札により事業者を決定することに適しない。 また、当該業務は、その性質上、個々人の生活課題への深い関与を要するため、受注者には地域住民からの高い認知度、信頼度が求められるほか、地域課題の抽出においては、本市における地域福祉の現状・課題等に対する深い知見を有することが求められる。加えて、本市における各専門相談機関等とのネットワークづくりや課題解決に向けた施策提案など、本市域全体の地域福祉の推進の観点から総合的にアプローチできることが必要とされる。これらの要件を満たす者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明記されており、地域住民からの認知度、信頼度が高く、また、発足以来、本市の地域福祉への多様な取組みを通じて必要な知見を有している堺市社会福祉協議会以外に無いため、当該団体との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5	生活援護 管理課	228-7412	身近な地域で行う日本語教育支援業務	公益財団法人 大阪YWCA	2,128,160	R7.4.1	本業務は地域社会で生活する上で日本語による意思疎通が十分にできずに、地域住民と交流が進まない中国残留邦人等の一世、及び希望する仕事に就けない、あるいは、職場において十分に自らの思いを表現できないというコミュニケーション力への不安を抱いている二世に対し、日本語教室を運営し、その教室を活用して日本語を学習することを支援する業務である。本業務を運営できるのは、平成13年11月から厚生労働省より中国帰国者支援・交流センター(近畿センター)事業を受託し、大阪府内でも永住帰国した中国残留邦人等が多い堺市南区で平成14年10月から「堺健老クラブ」を開講するなど、長年にわたり中国帰国者支援に取り組んできた当該団体のみであり、他の業者では履行できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
6	生活援護 管理課	228-7412	生活保護情報システム維持管理業務	北日本コンピューターサービス株式会社	19,041,550	R7.4.1	本業務は生活保護情報システムの運用・保守を行うものであり、稼働監視やシステムの詳細な設定を行うためには当システムを熟知している必要がある。仮に当システムに熟知していない者が本業務を履行した場合、システムに異常が生じた際に迅速な対応ができなくなり、市民対応の遅延や停滞が発生する可能性が高い。 また、システム設計の誤りが生じた場合、生活保護費の算定誤りなど、生活保護制度に関わる市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムを構築した北日本コンピューターサービス株式会社以外にないため、当該業者に随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
7	長寿支援 課	228-8347	基幹型包括支援センター運営業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	268,976,000	R7.4.1	左記法人は、社会福祉法の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された法人であり、本業務を適切に履行できると認められ、地域介護サービス運営協議会の意見を踏まえ、「堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱」第3条第2項に委託先として規定しているため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
8	長寿支援 課	228-8347	堺第1地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 堺福祉会	32,648,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	

9	長寿支援課	228-8347	堺第2地域包括支援センター運営業務	公益財団法人 浅香山病院	31,448,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
10	長寿支援課	228-8347	堺第3地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 宏和会	25,948,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
11	長寿支援課	228-8347	堺第4地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 堺中央共生会	25,948,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
12	長寿支援課	228-8347	中第1地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 稲穂会	27,148,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
13	長寿支援課	228-8347	中第2地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 東光学園	25,948,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
14	長寿支援課	228-8347	中第3地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 悠人会	31,448,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
15	長寿支援課	228-8347	東第1地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 そうび会	31,448,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
16	長寿支援課	228-8347	東第2地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 野田福祉会	31,448,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
17	長寿支援課	228-8347	西第1地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 コスモス	31,448,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
18	長寿支援課	228-8347	西第2地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 あすなろ会	36,948,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
19	長寿支援課	228-8347	西第3地域包括支援センター運営業務	社会医療法人 同仁会	27,148,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
20	長寿支援課	228-8347	南第1地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 美木多園	32,648,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	

21	長寿支援課	228-8347	南第2地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 こころの家族	38,148,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
22	長寿支援課	228-8347	南第3地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 よしみ会	31,448,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
23	長寿支援課	228-8347	南第4地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 上神谷福祉会	31,448,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
24	長寿支援課	228-8347	北第1地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 みささぎ会	27,148,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
25	長寿支援課	228-8347	北第2地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 関西福祉会	25,948,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
26	長寿支援課	228-8347	北第3地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 堺暁福祉会	25,948,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
27	長寿支援課	228-8347	北第4地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 大阪福祉会	31,448,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
28	長寿支援課	228-8347	美原第1地域包括支援センター運営業務	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	25,948,000	R7.4.1	令和2年度に各圏域における運営法人にかかる公募を実施し、選定した事業者であるため。(堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第3条第2項による) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
29	長寿支援課	228-8347	地域包括支援センター業務支援システム運用保守業務	株式会社ブレインサービス	3,080,000	R7.4.1	本業務は、既存の地域包括支援センター業務支援システムを継続して使用することを前提に当該システムの機能保持・改善、又は障害発生時に迅速な解決を図るものであり、業務遂行にあたってはシステム全体の構成や当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠である。このことから、当該システムを構築した者以外の者では適正な履行は見込めず、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。 仮に他業者が本業務を履行した場合、障害発生時の対応やプログラムの機能アップを行った際に、システム処理の誤りによる大阪府国民健康保険団体連合会への給付管理票情報及び請求情報の送信誤り、対応の遅延、停滞当を生じさせ、介護保険サービスを提供する事業者の請求業務に支障をきたす等、市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。 以上より、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの構築者であり詳細な知識等を有する株式会社ブレインサービスに限定されるため、随意契約により業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

30	長寿支援課	228-8347	堺市高齢者居宅生活支援業務	社会福祉法人 南の風	2,819,605	R7.4.1	堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、シルバーハウジングに入居する高齢者に対し生活上の指導及び相談をはじめ、緊急時の対応等の業務を行っている。その達成のためには、堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱第2条に基づき、当該シルバーハウジングの近隣に施設を有していることが業務の円滑な遂行上必要不可欠であり、契約の性質及び目的が入札に適しない。 以上のことから堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱に規定する法人と随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
31	長寿支援課	228-8347	堺市高齢者居宅生活支援業務	社会福祉法人 関西福祉会	—	R7.4.1	①堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、シルバーハウジングに入居する高齢者に対し生活上の指導及び相談をはじめ、緊急時の対応等の業務を行っている。その達成のためには、堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱第2条に基づき、当該シルバーハウジングの近隣に施設を有していることが業務の円滑な遂行上必要不可欠であり、契約の性質及び目的が入札に適しない。 以上のことから堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱に規定する法人と随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) ②堺市高齢者生活管理指導短期入所事業 堺市高齢者生活管理指導短期入所事業は、介護保険給付の対象外となる高齢者に対して日常生活習慣の確立が図られるよう援助し、要介護状態への進行を予防するため特別養護老人ホーム等に短期入所させることを目的としており、その達成のためには、堺市高齢者生活管理指導短期入所事業実施要綱第3条第1号及び同要綱第8条に基づき、所管部長が定める特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームを有する適切な事業運営が確保できる社会福祉法人において実施する必要があるため、契約の性質及び目的が入札に適しない。 以上のことから社会福祉法人関西福祉会と随意契約を行う。 (随意契約によりことができる契約に関する規則第2条別表第6号)	1者随契	①総価契約 2,819,605円 ②単価契約 2,137円/1日 499円/送迎片道
32	長寿支援課	228-8347	堺市高齢者居宅生活支援業務	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	—	R7.4.1	①堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、シルバーハウジングに入居する高齢者に対し生活上の指導及び相談をはじめ、緊急時の対応等の業務を行っている。その達成のためには、堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱第2条に基づき、当該シルバーハウジングの近隣に施設を有していることが業務の円滑な遂行上必要不可欠であり、契約の性質及び目的が入札に適しない。 以上のことから堺市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱に規定する法人と随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) ②堺市高齢者生活管理指導短期入所事業 堺市高齢者生活管理指導短期入所事業は、介護保険給付の対象外となる高齢者に対して日常生活習慣の確立が図られるよう援助し、要介護状態への進行を予防するため特別養護老人ホーム等に短期入所させることを目的としており、その達成のためには、堺市高齢者生活管理指導短期入所事業実施要綱第3条第1号及び同要綱第8条に基づき、所管部長が定める特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームを有する適切な事業運営が確保できる社会福祉法人において実施する必要があるため、契約の性質及び目的が入札に適しない。 以上のことから社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と随意契約を行う。 (随意契約によりことができる契約に関する規則第2条別表第6号)	1者随契	①総価契約 2,819,605円 ②単価契約 2,137円/1日 499円/送迎片道

33	長寿支援課	228-8347	高齢者緊急通報システム保守管理業務	大阪ガスセキュリティサービス株式会社	—	R7.4.1	本業務の履行に必要な知識等を有する者が当該相手方一者しかないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。 本業務は、緊急通報システムの運用・保守管理を行うものであり、当システムは平成16年に当該相手方が設定・設置したものである。本業務では、利用者データの入力や管理、利用者からの健康相談への対応、緊急時の出動員の派遣や安否確認等を一体的に行い、迅速に対応することが求められるため、本業務の履行には、本システムに関する専門的かつ詳細な知識等が必要である。 仮に、詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合には、緊急通報装置の適切な管理や迅速な対応ができず、高齢者の安全確保等に重大な支障をきたしかねないことから、本業務を当該相手方以外の者に委託することはできない。 以上の理由から、本システムを設定・設置し、システムに関し詳細な知識等を有する大阪ガスセキュリティサービス株式会社と随意契約を行う。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	・単価契約(新規機器維持管理分)@198円/台(既存機器維持管理分)@154円/台 ・総価契約分(受信センター運営等)8,006,064円単価契約分(受信センター運営等分)@308円/台(鍵預かり分)@550円/台
34	長寿支援課	228-8347	在宅医療・介護連携推進事業実施業務	一般社団法人 堺市医師会	12,665,000	R7.4.1	当業務は、厚生労働省の「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」において、介護保険法の地域支援事業と位置づけられ、市区町村が主体となり、郡市区医師会と連携して取り組むこと、市区町村と郡市区医師会との協力の必要性について明記されている。また、在宅医療・介護連携推進事業は、平成24年度から26年度まで国が主体として実施するものと位置づけられており、本市域においては大阪府の基金を活用して一般社団法人堺市医師会が実施したものであるが、介護保険制度の改正に伴い、平成27年度から本市が主体となって実施している。本市としても、厚生労働省が示す地域支援事業実施要綱及び堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、これまで本市域で地域包括システム構築に向けて推進されてきた、在宅医療と介護の連携に関する実施内容を、今後もより一層推進するため継続して取り組んでいく必要があり、当業務内容を実施するにあたっては、本市での実績やノウハウの活用が不可欠であることから、当業務を履行できる唯一の団体である一般社団法人堺市医師会と随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
35	長寿支援課	228-8347	認知症地域支援・ケア向上事業実施業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	20,205,000	R7.4.1	本業務は、医療との連携を図り、地域における認知症ケア体制の構築を図ることを目的に、認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うものである。 上記目的を達成するためには、地域で認知症の方の支援を行っている基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターと連携を図ることにより、医療と介護の切れ目のないサービスが提供される必要がある。(社福)堺市社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体としてさまざまな事業を実施している公共性の高い団体であることに加えて、本市から基幹型包括支援センターを受託し、各区で地域包括支援センターと連携して認知症の方を含めた高齢者支援を進めていることから、本市の全域において広域的に当該業務を適切に履行できるのは当該団体のみである。 以上のことから、当該業務は業務の性質・目的が競争入札に適さず、(社福)堺市社会福祉協議会に一者随契するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
36	長寿支援課	228-8347	認知症初期集中支援推進業務	公益財団法人 浅香山病院	10,200,000	R7.4.1	「堺市認知症初期集中支援推進事業実施要綱」第4条第2項にて、当該業務の委託先は「認知症疾患医療センター」とすることを定めており、当該法人は、「認知症疾患医療センター」に指定されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
37	長寿支援課	228-8347	認知症初期集中支援推進業務	社会医療法人杏和会 阪南病院	10,200,000	R7.4.1	「堺市認知症初期集中支援推進事業実施要綱」第4条第2項にて、当該業務の委託先は「認知症疾患医療センター」とすることを定めており、当該法人は、「認知症疾患医療センター」に指定されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

38	長寿支援課	228-8347	権利擁護サポートセンター運営業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	—	R7.4.1	当該業務は、成年後見制度の利用などにより認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が十分でない方々の権利擁護を図るとともに、市民後見人など地域福祉の新たな担い手の育成を促進し、誰もが住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らすことができる地域づくりを行うことを目的としている。 上記目的達成のためには、当該センターが公平中立の立場から専門職団体、相談支援機関等の中核的存在となり、権利擁護支援のネットワークを構築することを必要とする。 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会が、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体としてさまざまな事業を実施している公共性の高い団体であることに加えて、市民の権利擁護を図るために当該団体が行っている日常生活自立支援と成年後見制度の円滑な連携を図ることが国においても示されていることや、当該団体が受託している基幹型包括支援センターが行う権利擁護機能との密接な連携が必要であることから本市において当該業務を履行できるのは当該団体のみである。 以上のことから、当該業務は業務の性質・目的が競争入札に適さず、社会福祉法人堺市社会福祉協議会に一者随契するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	・基本契約金額 34,161,974円 ・実費相当額 一括完了払 権利擁護専門相談業務に要した金額
39	長寿支援課	228-8347	成年後見制度の堺市長申立てに係る親族関係図等作成業務	大阪府行政書士会	—	R7.4.1	成年後見制度に係る後見等開始の審判請求にあたって、成年後見人等が選任されるまでの期間は、事実上、権利を擁護する者が存在しないため、迅速な対応が求められる。また、必要な事態が生じた際に本業務を発注することで、同時多発的に事案が発生した場合でも迅速に対応できる体制を確保する必要がある。 本業務は、行政書士法に基づき、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利擁護又は事実証明に関する書類を作成することを業とする行政書士の職務であり、大阪府行政書士会は、大阪府に事務所を置くすべての行政書士が加入する団体である。また、大阪府行政書士会は、同業務における他市町村との契約実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	1件あたりの金額は、基本業務料に追加業務料、戸籍取得費等、郵送費を加えた額とする
40	長寿支援課	228-8347	生活支援コーディネーター配置業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	126,337,500	R7.4.1	本事業は、「介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業(「地域支援事業の実施について」)に定める包括的支援事業(社会保障充実分)のうち「生活支援体制整備事業」及び重層的支援体制整備事業に規定する地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)に位置付けられており、地域ニーズと資源の状況の見える化や、関係者のネットワーク化、生活支援の担い手の養成等を通して高齢者の介護予防や自立支援の推進を行う業務であり、業務を効果的に履行するにあたっては、地域の支援者や専門相談機関等のネットワークを構築するコミュニティソーシャルワーカー業務と一体的に推進し、高齢者の総合相談・支援等を行う基幹型包括支援センターと密接に連携し事業展開を図ることが不可欠である。 堺市社会福祉協議会は、本市の地域福祉の推進を図ることを目的として設立された団体であり、本市の委託業務である、地域の支援者や専門相談機関等のネットワークを構築するコミュニティソーシャルワーカーの配置業務や、本業務と同じく重層的支援体制整備事業で、高齢者の総合相談・支援等を行う基幹型包括支援センター業務を受託している。本業務を効果的に進めていくには、これらの業務と密接に連携して事業展開を図ることが不可欠であり、堺市社会福祉協議会は関係機関や団体等との既存のネットワークを生かして本業務を進めることができる唯一の団体であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さず、当該団体と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
41	長寿支援課	228-8347	堺市担い手登録型通所サービス運営業務	特定非営利活動法人金岡南ふれあいクラブ	—	R7.4.1	本業務は、受託したい旨の申し出があった事業者が堺市担い手登録型訪問サービス等実施要綱に定める要件を満たしていれば、同じ条件で契約を締結することとなり、入札や見積合せを行わなくても公平公正に契約を締結できることから随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	・単価契約 利用料 2,225円/回(利用者負担金を含む。) ・送迎加算(片道) 365円/回(利用者負担金を含む。) ・入浴加算 365円/回(利用者負担金を含む。)

42	長寿支援課	228-8347	堺市担い手登録型通所サービス運営業務	社会福祉法人美木多園	—	R7.4.1	本業務は、受託したい旨の申し出があった事業者が堺市担い手登録型訪問サービス等実施要綱に定める要件を満たしていれば、同じ条件で契約を締結することとなり、入札や見積合せを行わなくても公平公正に契約を締結できることから随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	・単価契約 利用料 2, 225円/回(利用者負担金を含む。) 送迎加算(片道) 365円/回(利用者負担金を含む。) 入浴加算 365円/回(利用者負担金を含む。)
43	長寿支援課	228-8347	堺市担い手登録型通所サービス運営業務	株式会社みんだんヨルベ会	—	R7.4.1	本業務は、受託したい旨の申し出があった事業者が堺市担い手登録型訪問サービス等実施要綱に定める要件を満たしていれば、同じ条件で契約を締結することとなり、入札や見積合せを行わなくても公平公正に契約を締結できることから随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	・単価契約 利用料 2, 225円/回(利用者負担金を含む。) 送迎加算(片道) 365円/回(利用者負担金を含む。) 入浴加算 365円/回(利用者負担金を含む。)
44	長寿支援課	228-8347	堺市短期集中通所サービス運営業務(老人福祉センター型)	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	—	R7.4.1	本業務は、受託したい旨の申し出があった事業者が堺市担い手登録型訪問サービス等実施要綱に定める要件を満たしていれば、同じ条件で契約を締結することとなり、入札や見積合せを行わなくても公平公正に契約を締結できることから随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	・単価契約 利用料 3, 741円/回(利用者負担金を含む。) 送迎加算(片道) 491円/回 初回訪問加算 3, 218円/回
45	長寿支援課	228-8347	堺市認知症介護実践研修等開催業務	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	9,087,938	R7.4.1	堺市認知症介護実践者等養成事業実施要綱に基づき、令和4年3月11日付「堺市認知症介護実践者等養成研修に関する実施機関について」において、同要綱第3条第2項に規定の通り認知症介護に関する先駆的な取り組みの実績を通ずるものとして、市長が適当と認める社会福祉法人等にこれらの研修の全部又は一部を委託して行うことができる。 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団は、OSJ研究・研修センターを所有しており、研修実績を多数有している。また、認知症に関する取組としては、大阪大学・OSJ認知症ケア研究会を発足し、定期的に認知症ケア事例検討会を行っており、大阪府から「認知症ケアマニュアル」や「認知症ケア事例集」を受託し発行するなど、認知症ケアの質的向上と個別対応法の開発を進めている。 以上により、当該業務の履行にあたって、必要な知識やノウハウを有する当該法人でないと業務の履行ができないため、当該法人を堺市認知症介護実践者等養成研修の実施機関として委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
46	長寿支援課	228-8347	堺市民生委員児童委員研修等運営業務	堺市民生委員児童委員連合会	—	R7.4.1	本業務は、堺市内の民生委員・児童委員の資質の向上を目的に、民生委員・児童委員の研修ニーズを把握し、相談支援方法や、福祉分野に関する動向などの研修を企画、運営することとしていることから、履行の相手方が当該目的を達成するには、研修等について民生委員・児童委員の資質向上に関する経験と知識を有していることが不可欠である。 堺市民生委員児童委員連合会は、民生委員・児童委員で構成される堺市内唯一の団体であり、当該業務の目的を達成するために必要な経験と知識を有している堺市内唯一の団体であることから、本業務は他の事業者では履行できないため、競争入札には適さず、当該事業者と一者随契を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	・総価契約分 1,820,500円 ・実費相当額 (会議等への派遣に係る参加費、日当、往復交通費及び宿泊費)

47	介護保険課	228-7513	介護保険システム運用保守業務	株式会社日立製作所 関西支社	58,174,294	R7.4.1	当該業務は介護保険システムの運用・保守等を行うものであり、稼働監視や障害対応等、本業務を履行するためには、本システムの構成や設定の詳細な知識及び保守に係る技術が必要である。 仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りやもれが生じること、また処理の誤りによる各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。 詳細な知識等を有し、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは当システムを開発・導入した株式会社日立製作所関西支社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	
48	介護保険課	228-7513	介護保険システム改修業務(介護保険法改正対応等)	株式会社日立製作所 関西支社	10,356,751	R7.4.1	本業務は、既存の介護保険システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなくシステム改修に対応することを目的としているため、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の目的が競争入札に適しない。 当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
49	介護保険課	228-7513	介護保険システムガバメントクラウド移行対応業務	株式会社日立製作所 関西支社	172,970,820	R7.4.1	本業務の目的は、統合基盤上で稼働中の介護保険システム(以下「当該システム」という。)について、当該システム全体の機能を損なうことなくガバメントクラウド上に移設することである。 当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、環境構築、OSのバージョン差異の対応、ミドルウェア・パッケージソフトウェアの移行、新サーバにおける稼働確認作業、実際のデータ移行作業等の実施など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	

50	介護保険課	228-7513	介護サービス相談員派遣事業実施業務	堺市民生委員児童委員連合会	—	R7.4.1	本業務は、相談者からの相談に適切に対処するため、受注者においては、介護保険サービスの他、福祉分野全般に造詣が深く、正しい人権感覚を持ち、守秘義務についての理解を十分に身に付けているほか、相談者及び相談受入れ施設側が安心して相談できるために中立の立場であることが不可欠である。 堺市民生委員児童委員連合会は、民生委員・児童委員で構成される堺市内唯一の団体であり、民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努めている。 また、その立場が非常勤特別職の地方公務員であり、その立場から、相談者及び相談受入れ施設側双方から中立的な立場で、公正公平に関わることのできる、堺市唯一の団体であることから、本業務は他の事業者では履行できないため、競争入札には適さず、当該事業者と一者随契を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 1,649,926円 単価契約分 1,500円/連絡会議・施設訪問1回あたり
51	医療年金課	228-7375	後期高齢者医療電算システム維持管理業務	株式会社日立製作所 関西支社	42,141,756	R7.4.1	本業務は後期高齢者医療電算システムの運用・保守を行うものであり、稼働監視や障害管理等、本業務を履行するためには本システムの詳細な設定や各種サーバの構成等システムについての詳細な知識及び保守に関する技術が必要である。 仮に詳細な知識等を有しないものが本業務を履行した場合、システムの稼働監視等を行うにあたりシステムに異常が生じた際の迅速な対応ができなくなることにより、区役所窓口での市民対応の遅延や停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、本業務を詳細な知識を有しない者に委託することはできない。 また、本業務にはカスタマイズ作業に伴うパッケージソフトの仕様変更作業が含まれるため、ソフトの著作権を有する業者しか対応ができない。 詳細な知識及びソフトの著作権を有しており、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは当システムを構築・導入した株式会社日立製作所以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	
52	医療年金課	228-7375	堺市在宅要介護者等訪問歯科健診業務(美原区を除く。)	一般社団法人 堺市歯科医師会	—	R7.4.1	堺市在宅要介護者等訪問歯科健診業務は、歯科健診を受診するために出向くことが困難な在宅被保険者に対し、誤嚥性肺炎等の疾病を予防するため歯科医師等が訪問により歯科健診を実施する業務であり、高齢者の身体機能の維持及びフレイルの予防を目的とする事業である。 本業務は医療行為であり、競争入札になじむものではなく、上記目的を達成するためには、相応する資力、信用、技術、経験等を有する本市内の各医療機関により、健診等を行う必要がある。 また、一般社団法人堺市歯科医師会は、市民の歯とお口の健康を守り、歯科医療を通じて社会に貢献することを目的とした団体であり、市内(美原区を除く。)全域に会員の歯科医院を有しており、被保険者毎のニーズ(被保険者やその家族等からの限定された希望時期等)の対応ができ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を有している市内唯一の団体であるため、当該事業者と一者随契を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分200,000円 単価契約分14,300円/件、5,927円/件

53	医療年金課	228-7375	保険年金電算システム運用保守業務	株式会社日立製作所 関西支社	82,308,510	R7.4.1	本業務の目的は、堺市医療助成システム（以下、現システムという。）をガバメントクラウドへ移行することである。当該目的を達成しつつ医療助成システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、現システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、今回の作業が与える影響範囲の抽出、今回の作業にあたっての詳細な手順や設定など、現システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、現システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 現システムにかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、必要なデータの移行漏れやシステム設定の誤りや漏れ、作業工数の増加等が生じる恐れがあり、また、処理の誤りが発生した場合、各業務の遅延、窓口対応の停滞等が発生し、公費医療助成制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることより、本業務を適正に履行できるものは、現システムの詳細な知識等を有する、現システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）	1者随契	
54	医療年金課	228-7375	堺市医療助成システム移行業務	株式会社日立製作所 関西支社	158,189,284	R7.4.1	当該業務は保険年金電算システムの運用・保守を行うものであるが、稼働監視や障害管理等、本業務を履行するためには本システムの詳細な設定や各種サーバの構成等システムについての知識が必要であり、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは当システムを開発・導入した当該業者のみである。 他業者が本業務を履行した場合、システムの稼働監視等を行うにあたりシステムに異常が生じた際の迅速な対応ができなくなることにより、区役所窓口での市民対応の遅延や停滞が発生する可能性が高い。あわせてプログラム改修時に想定外の誤りが発生した場合、保険料の算定誤りや保険資格情報の誤り、給付金の支給内容誤りなど、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上の理由により、本システムの開発業者である当該業者と随意契約を行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）	1者随契	
55	障害施策推進課	228-7818	堺市強度行動障害支援体制整備事業委託業務	社会福祉法人 北摂杉の子会	4,048,000	R7.4.1	本業務は第5次堺市障害者計画に基づき、堺市内の強度行動障害のある人へ適切かつ統一的な支援体制の構築を目的に、法人等に対し、研修等を実施するものである。 当該目的を達成するためには、支援困難者への適切な評価（アセスメント）や多様な支援者間の連携について、高度かつ専門的な知識及び技術が必要である。また、地域の体制整備において高度な専門性を有する者として国から認定された、全国でも十数名しかいない広域的支援人材でなければ、根拠に基づいた適切なアセスメントや助言等が困難であるため、本業務を適正に履行することができない。仮に当該法人以外が本業務を履行すると、不適切な支援の結果、支援困難者の状態が増悪することにより、それぞれの特性に合わせた環境の調整や適正な支援ができず、安定的な生活に重大な影響を及ぼすことになる。 継続的な支援が可能である近畿圏内において、広域的支援人材として認定を受けた者を有し、かつ研修やコンサルテーションを事業として実施している者は当該法人以外にない。また、大阪府から現在も受注している重度の行動障害を支援するグループホームへコンサルテーション等を実施する類似業務も、当該法人が支援プログラムの活用や高い専門性を有していることから随意契約となっている。そのほか多数の支援実績を有し、「機関コンサルテーション」として、事業者からの相談に応じ、講義、訪問コンサルテーション、実践報告会、研究会等の人材育成に関するノウハウが豊富である。 なお、本業務について、令和5年7月に堺市内の障害支援に関する社会福祉法人等（約10者）に対してヒアリングを実施したところ、専門的技術やコンサルテーション等のノウハウが不足しているとの理由のため、受注できない旨、確認しているものである。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該法人以外になく、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。よって当該法人を相手方とし、随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	

56	障害施策 推進課	228-7818	区障害者基幹相談支援センター 運営業務	特定非営利活動法人 堺 市相談支援ネット	219,059,500	R7.4.1	本業務は、障害者総合支援法第77条の2及び堺市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱の規定に基づき、区障害者基幹相談支援センターを運営するものである。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を行う機関として、身体、知的、精神等のあらゆる障害者の相談等の業務を総合的に行うことを目的とした施設である。区障害者基幹相談支援センターは、原則としてその所在区の域内を対象として業務を行っている。また、地域において、事業所への助言や人材育成、相談支援の質の向上を担うため、障害者の相談に対して十分な経験と高度な知識を持つ相談専門員、専門的知識を持つ相談員の相応数の配置を可能とする団体への委託が必要である。 別途に事業者指定の決定を受けている特定非営利活動法人堺市相談支援ネットは、障害種別を問わず全ての障害者に対して公平中立の立場で相談支援を行うことを目的として、身体、知的、精神の相談支援に実績のある市内の主要な法人が結集して設立された法人である。当該法人は、平成24年度から本業務を受託しており、相談支援業務をはじめとする各事業の実績も良好である。また、地域の関係機関とのネットワークの構築や区自立支援協議会の開催等、地域での中核的役割を担っている。よって、当該相手方と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
57	障害施策 推進課	228-7818	総合相談情報センター運営業務	特定非営利活動法人 堺 市相談支援ネット	—	R7.4.1	本業務は、障害者総合支援法第77条の2及び堺市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱の規定に基づき、総合相談情報センターを運営するものである。基幹相談支援センターは、身体、知的、精神等のあらゆる障害者の相談等の業務を総合的に行うことを目的とした施設である。総合相談情報センターは市全域を対象として業務を行い、各区基幹相談支援センターに関する広域調整、技術的指導、情報の集約・発信等を行うことを目的としている。また、地域において、事業所への助言や人材育成、相談支援の質の向上を担うため、障害者の相談に対して十分な経験と高度な知識を持つ相談専門員、専門的知識を持つ相談員の相応数の配置を可能とする団体への委託が必要である。 別途に事業者指定の決定を受けている特定非営利活動法人堺市相談支援ネットは、障害種別を問わず全ての障害者に対して公平中立の立場で相談支援を行うことを目的として、身体、知的、精神の相談支援に実績のある市内の主要な法人が結集して設立された法人である。当該法人は、平成24年度から本業務を受託しており、相談支援業務をはじめとする各事業の実績も良好である。また、地域の関係機関とのネットワークの構築や区自立支援協議会の開催等、地域での中核的役割を担っている。よって、当該相手方と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	[基本額] 50,500,560円 [実績額] 単価契約 医師及び弁護士による相談1件につき11,000円ほか 上限330,000円
58	障害施策 推進課	228-7818	手話通訳者・要約筆記者派遣 (報告書点検及び謝礼金等支払)業務	堺市社会福祉事業団・堺 障害者団体連合会・フィット ネス21事業団共同事 業体	—	R7.4.1	本業務の目的は、手話通訳者・要約筆記者が提出する派遣報告書の内容点検を行い、正確かつ円滑な謝礼金及び交通費の支払いを行うものである。本業務の業務目的の達成のためには、派遣コーディネートを指定管理業務として実施している堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団共同事業体と契約することが適しており、要綱においても指定管理者に行わせるということとしている。よって当該相手方と一者随契するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	[基本額]4,120,000円 [実績額]派遣1時間あたり1,980円 交通費については実費を支給する。

59	障害施策推進課	228-7818	障害者就業・生活支援業務	堺市障害者就労促進協会	51,275,620	R7.4.1	本業務の適正な履行に必要な要件を満たす者が1者に限定されるため、競争入札に適さず、随意契約を行うものである。 本業務は、就業又はこれに伴う日常生活若しくは社会生活において支援を必要とする障害者の、職業生活における自立及び職業の安定を図ることを目的に、障害者の就労及びこれに伴う日常生活若しくは社会生活のための相談、指導及び助言等を行う業務である。 本市では、就労支援を強化することを目的として、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき国が実施する障害者就業・生活支援センター事業に加え、本業務を実施している。 就労支援体制を強化するためには、国が実施する障害者就業・生活支援センター事業と同等以上の履行水準により本業務を実施することが求められることから、同法第27条の規定に基づき、職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること、そのほか業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められることの要件を満たし大阪府知事の指定を受けている事業者に委託する必要がある。 本市において上記要件を満たし、大阪府知事の指定を取得した団体は特定非営利活動法人堺市障害者就労促進協会以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
60	障害施策推進課	228-7818	堺市立舳松職能訓練センター職業訓練業務	堺市就労支援協会	19,351,300	R7.4.1	本業務は、企業への就労が困難な心身障害者に対し、一定の訓練と技能養成を行うことにより、その就労・自立を推進するとともに、同和問題を始め、あらゆる人権問題の速やかな解決に資するために設置された舳松職能訓練センターにおいて、障害者に対し一定の職業的訓練(職業能力の開発・技能養成等)を行うことにより、これらの訓練を通じて社会適応性の向上を図り、就労自立の実現を目的とするものである。 障害者をはじめとした就職困難者の中には、就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者がいる。行政として、当該就職困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて就労自立に向けた支援を行う必要がある。 公益財団法人堺市就労支援協会は、「市民の就労促進、市民相互のコミュニケーションの場づくり、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決、地域振興」を目的として本市が設立し、就職困難者に対する就労訓練と就労支援のノウハウ、実績を持つ唯一の団体であり、上記業務目的を達成するためには、当該団体への発注を通じて業務履行することが最も適している。 以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
61	障害支援課	228-7411	堺市障害者(児)緊急時かけつけ等業務	特定非営利活動法人堺市相談支援ネット	—	R7.4.1	本業務は、地域で生活する障害者(児)の介護者の緊急時等において、障害者(児)に支援を行うものであり、市内の障害福祉サービス等の実施事業所の連携及び障害者(児)への相談支援が必要である。 「特定非営利活動法人 堺市相談支援ネット」は、平成24年度から本市の「総合相談情報センター運営業務」及び「区障害者基幹相談支援センター運営業務」を受託し、その実績を通じて、障害者の幅広い相談支援やその対応、地域の関係機関とのネットワークの構築や調査を行うなど、障害者の地域生活支援の中核的役割を確実に担っており、本業務を履行するものとして最も適しているため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 2,330,000円 単価契約分(実績額)11,000円/件ほか

62	障害支援課	228-7411	発達障害児(者)支援事業	国立大学法人大阪大学 大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所	14,495,000	R7.4.1	本事業は、養育者の子育ての困難感や発達の不安への助言及び子どもの行動観察を行い、医療機関等必要な支援機関を紹介し、安心して就学を迎えることができるよう必要な支援を行うものであり、履行にあたっては、発達障害児に関する最新の知見及びエビデンスに基づく療育実践による的確な判断と助言が必要とされ、競争入札には適さない。 国立大学法人大阪大学は、平成17年に浜松医科大学と金沢大学と共同で「こどものこころの発達研究センター」を発足、平成21年には全国初の3大学による連合小児発達学研究所(大学院)を発足し、平成24年から5大学の連合大学院となっている。発達障害児の研究及び子どものこころを扱う専門家の育成について先進的に取り組んでおり、医師、心理職等専門職の支援をもとに本事業を履行することができる府内で唯一の研究機関である。また、平成18年～21年度の発達障害児支援研究事業において、本事業にかかる手法の研究実績がある。このことから、当該事業を委託するには最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
63	障害支援課	228-7411	さかいっこひろばにおける発達障害児支援事業	国立大学法人大阪大学 大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所	14,000,000	R7.4.1	当該相手方は、脳研究、教育学、精神臨床など各分野の最先端を研究する5大学による研究科を設置するとともに、附属センターにおいて発達障害の早期発見・早期支援の実践に取り組むなど、発達障害に関する高度な研究機能を有しており、すでに本市の発達障害に関する事業において、「堺市版PTSS」(ペアレントトレーニング)など独自の手法を開発し実施している。本業務においても「堺市版PTSS」を活用した当該手法が必要とされ、当該相手方でなければ履行できない業務であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
64	障害支援課	228-7411	障害児等療育支援業務	社会福祉法人コスモス	—	R7.4.1	本業務は、障害児にかかる相談や療育指導を行うための実績を有する事業者でなければ履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 訪問療育等指導事業7,200円/1人 外来療育等指導事業2,800円/1人 施設支援指導事業10,400円/1回 要支援連携加算2,500円/1件
65	障害支援課	228-7411	障害児等療育支援業務	社会福祉法人堺あすなろ会	—	R7.4.1	本業務は、障害児にかかる相談や療育指導を行うための実績を有する事業者でなければ履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 訪問療育等指導事業7,200円/1人 外来療育等指導事業2,800円/1人 施設支援指導事業10,400円/1回 要支援連携加算2,500円/1件
66	障害支援課	228-7411	障害児等療育支援業務	社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会	—	R7.4.1	本業務は、障害児にかかる相談や療育指導を行うための実績を有する事業者でなければ履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 訪問療育等指導事業7,200円/1人 外来療育等指導事業2,800円/1人 施設支援指導事業10,400円/1回 要支援連携加算2,500円/1件
67	障害支援課	228-7411	障害児等療育支援業務	社会福祉法人こころの窓	—	R7.4.1	本業務は、障害児にかかる相談や療育指導を行うための実績を有する事業者でなければ履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 訪問療育等指導事業7,200円/1人 外来療育等指導事業2,800円/1人 施設支援指導事業10,400円/1回 要支援連携加算2,500円/1件

68	障害支援課	228-7411	障害児等療育支援業務	特定非営利活動法人 びーす	—	R7.4.1	本業務は、障害児にかかる相談や療育指導を行うための実績を有する事業者でなければ履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 訪問療育等指導事業7,200円/1人 外来療育等指導事業2,800円/1人 施設支援指導事業10,400円/1回 要支援連携加算2,500円/1件
69	障害支援課	228-7411	障害児等療育支援業務	社会医療法人ペガサス	—	R7.4.1	本業務は、障害児にかかる相談や療育指導を行うための実績を有する事業者でなければ履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 訪問療育等指導事業7,200円/1人 外来療育等指導事業2,800円/1人 施設支援指導事業10,400円/1回 要支援連携加算2,500円/1件
70	障害支援課	228-7411	障害児通所支援事業者育成業務	社会福祉法人コスモス	4,814,000	R7.4.1	本業務は、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援の推進を図ることを目的として、定期的かつ継続的に指定障害児通所支援事業所を対象に施設支援を実施するものである。 上記施設支援を有効的に行うためには、当該事業所の課題・現状・支援方法について、知識、実績に基づいた研修等を実施する必要があり、障害児にかかる相談、療育指導を行うための専門技術及び相談の実績を有する事業者でないと適正な履行が認められない。 以上のことから、障害児にかかる相談、療育指導を行うための専門技術及び実績を有する者として公募により選定し実施している障害児等療育支援事業の事業者のうち、相談支援・療育指導の実績があり、当該業務の受注意思がある事業者と随意契約を行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
71	障害支援課	228-7411	障害児通所支援事業者育成業務	社会福祉法人堺あすなろ会	4,814,000	R7.4.1	本業務は、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援の推進を図ることを目的として、定期的かつ継続的に指定障害児通所支援事業所を対象に施設支援を実施するものである。 上記施設支援を有効的に行うためには、当該事業所の課題・現状・支援方法について、知識、実績に基づいた研修等を実施する必要があり、障害児にかかる相談、療育指導を行うための専門技術及び相談の実績を有する事業者でないと適正な履行が認められない。 以上のことから、障害児にかかる相談、療育指導を行うための専門技術及び実績を有する者として公募により選定し実施している障害児等療育支援事業の事業者のうち、相談支援・療育指導の実績があり、当該業務の受注意思がある事業者と随意契約を行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
72	障害支援課	228-7411	障害児通所支援事業者育成業務	社会福祉法人こころの窓	4,814,000	R7.4.1	本業務は、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援の推進を図ることを目的として、定期的かつ継続的に指定障害児通所支援事業所を対象に施設支援を実施するものである。 上記施設支援を有効的に行うためには、当該事業所の課題・現状・支援方法について、知識、実績に基づいた研修等を実施する必要があり、障害児にかかる相談、療育指導を行うための専門技術及び相談の実績を有する事業者でないと適正な履行が認められない。 以上のことから、障害児にかかる相談、療育指導を行うための専門技術及び実績を有する者として公募により選定し実施している障害児等療育支援事業の事業者のうち、相談支援・療育指導の実績があり、当該業務の受注意思がある事業者と随意契約を行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

73	障害支援課	228-7411	障害児通所支援事業者育成業務	特定非営利活動法人 びーす	4,814,000	R7.4.1	本業務は、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援の推進を図ることを目的として、定期的かつ継続的に指定障害児通所支援事業所を対象に施設支援を実施するものである。 上記施設支援を有効的に行うためには、当該事業所の課題・現状・支援方法について、知識、実績に基づいた研修等を実施する必要があり、障害児にかかる相談、療育指導を行うための専門技術及び相談の実績を有する事業者でないことと適正な履行が認められない。 以上のことから、障害児にかかる相談、療育指導を行うための専門技術及び実績を有する者として公募により選定し実施している障害児等療育支援事業の事業者のうち、相談支援・療育指導の実績があり、当該業務の受注意思がある事業者と随意契約を行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
74	障害支援課	228-7411	発達障害専門医療機関ネットワーク構築業務	医療法人 杏和会	10,309,000	R7.4.1	本業務は、円滑な発達障害の診療体制を整備するため、発達障害の高度な専門性を有する拠点医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図ることを目的とし、医療関係者に向けた研修や医療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施するものである。 また、本業務は本市内において発達障害の拠点医療機関を運営する法人に委託し実施するものであり、履行にあたっては、発達障害に関して、専門的な検査、診断、専門療法、リハビリテーション等を小児及び成人を対象に実施し、本業務を実施するための業務体制等が確保できることが必要とされる。 堺市発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業実施要綱に基づき選定した拠点医療機関は、「精神科」及び「児童精神科」を標榜しており、外来及び入院での専門的な治療・リハビリテーションが可能であり、リハビリテーションに係る人員として、作業療法士(OT)のほか、理学療法士(PT)及び言語聴覚士(ST)を確保していることから、本業務の適切な履行が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
75	健康医療政策課	248-6004	保健衛生情報システム保守業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	19,020,980	R7.4.1	本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。 当該業務は、保健衛生情報システムの運用・保守作業を行うものであり、稼働監視や障害管理等、本業務を履行するためには、本システムの詳細な設定や各種サーバの構成等システムについての詳細な知識及び保守に係る技術が必要である。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、システム稼働監視時に異常が生じた際の対応の遅延、システム設定の誤りや漏れなどが生じ、システム処理の誤りによる市民への通知ミス、窓口対応の停滞など、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。 詳細な知識等を有し、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは当システムを開発・導入した富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

76	健康医療政策課	248-6004	保健衛生情報システム改修業務 (データ標準レイアウト改版対応)	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	10,556,700	R7.4.1	当該業務は、データ標準レイアウトの改版に対応するため、保健衛生情報システムの副本の作成を行う機能の改修を行うものである。正しく副本が出力できるように改修するためには、当該システムの設計等についての詳細な知識及び技術が必要不可欠であるため、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、システム内に保存されている情報の中から改版後のデータ標準レイアウトに対応した項目を正しく抽出することができず、副本に誤った情報が反映され、他市に正しい情報を提供できなくなり、また、マイナポータルで正しい情報が参照できなくなるなど、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。 以上のことから、本業務については、当該システムを構築した富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外では適正な履行ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
77	健康推進課	222-9936	各種がん検診(査)業務	一般社団法人 堺市医師会	—	R7.4.1	当該業務は性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する本市内の医療機関で検査する体制を整え、市民が検診を受けやすい環境を整備することが必要である。 このことから、本市内で各種がん検診(査)が履行できる医療機関を、要綱に基づいて指定し随意契約を行うものであり、指定された医療機関が所属する一般社団法人堺市医師会に業務を委託することにより契約事務の効率化を図るものである。 なお、「堺市胃がん検診の実施に関する要綱」、「堺市肺がん検診の実施に関する要綱」、「堺市大腸がん検診の実施に関する要綱」、「堺市子宮頸がん検診の実施に関する要綱」、「堺市乳がん検診の実施に関する要綱」、「堺市胃がんリスク検査の実施に関する要綱」、及び「堺市前立腺がん検査の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 10,318円/胃エックス線検査1件 ほか
78	健康推進課	222-9936	画像保管装置年間保守業務	キヤノンメディカルシステムズ株式会社南大阪支店	3,102,000	R7.4.1	当該業務は読影機器及びシステムの保守管理を行うものであり、画像データの蓄積や保管等、本業務を履行するためには当システムについての詳細な設定を熟知し知識を有していることが必要である。システム全体の機能を損なうことなく当該業務を履行できるのは、当システムを開発し、読影機器に当システムを加え独自のシステムを導入した当該業者のみである。 他業者が本業務を履行した場合、画像データの蓄積漏れや、保管の誤り等が発生することで、比較読影ができなくなる等、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
79	健康推進課	222-9936	がん検診読影業務	一般社団法人 堺市医師会	—	R7.4.1	当該業務は、胃、肺及び乳にそれぞれ十分な経験を有する医師によって読影し結果を判定することが検診精度を保つために必要不可欠であり、その目的及び性質が競争入札には適さず、読影の精度管理の観点より相応する資力、信用、技術、経験等を有することが必要になる。このため、本業務を履行できる体制が整えられている読影機関を要綱に基づいて指定し随意契約を行うものであり、指定された読影機関である一般社団法人堺市医師会に業務を委託するものである。 なお、「堺市胃がん検診の実施に関する要綱」、「堺市肺がん検診の実施に関する要綱」、「堺市乳がん検診の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分38,625,160円 実績に応じて30,800円/回、 61,600円/回を加算

80	健康推進課	222-9936	堺市けんしん総合サイト運用保守業務	マーン株式会社	1,056,000	R7.4.1	当該業務は、市民ががん検診に関する情報や実施医療機関の検索を行うための既存の堺市けんしん総合サイト(以下サイトという。)を安定的に稼働し、かつ利用しやすく充実した情報提供を行うことを目的として運用保守を行うものである。 当該目的を達成するためには、単にサイトの安定稼働だけでなく、サイトに搭載されている 「医療機関検索システム」及び「生年月日検索システム」といった市民の利便性を高めるための独自システムの機能を損なわないように、サイトを構成する各コンテンツ及びシステムを含むサイト全体の構造を把握し、システムのプログラムの作成、変更等の詳細な手順や設定など、サイトとシステムに係る詳細な知識及び技術が不可欠である。 従って、サイトを構成する各システムを調達・開発し、独自システムとして導入した者以外による適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適しない。 当該サイト及びシステムに係る詳細な知識を把握しない者が履行した場合、当該システムの設定の誤り、改修作業の遅延が生じ、市民へのがん検診に関する情報の提供に支障を及ぼし、サイトに不具合が生じた場合、古い情報や誤った情報を市民に提供してしまい、市民や協力医療機関に迷惑をかける等、混乱を招く恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できるのは当該サイト及びシステムの詳細な知識等を有する、システムを構築・導入した業者であるマーン株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
81	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	一般社団法人大阪府医師会	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する大阪府内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び第20条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。一般社団法人大阪府医師会に属する医療機関については、一般社団法人大阪府医師会との契約を通じて業務を委託することにより契約事務の効率化を図るものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
82	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、一般社団法人堺市医師会に属する医療機関については、一般社団法人堺市医師会との契約を通じて業務を委託することにより契約事務の効率化を図るものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 231円/詳細項目 1件 ほか
83	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人生登会 寺元記念病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
84	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	社会医療法人阪南医療福祉センター 阪南中央病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか

85	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人宝生会 PL病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
86	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
87	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	社会医療法人生長会 ベルクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
88	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	社会医療法人生長会 ベルランド総合病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
89	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人知音会 中之島クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
90	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人知音会 中之島クリニックレディースプラザ	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
91	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人 上野会 上野会クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか

92	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	社会医療法人 寿楽会 大野クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
93	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	社会医療法人生長会 府中クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
94	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人正峻会 なかしま内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
95	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人健育會 別所外科診療所	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
96	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人紀章会 山田クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
97	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人泉翔会 かとう鳳クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
98	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人健生医心会 くわ総合クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか

99	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人安和会 なかもつクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
100	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	朴井診療所	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
101	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人雄徳会 たつみクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
102	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	内科・外科・内視鏡みや びクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
103	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	いわもと内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
104	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	医療法人良樹会 T内科クリニック堺院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
105	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	なかむら内科医院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか

106	健康推進課	222-9936	特定健康診査業務	まや内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
107	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	一般社団法人 堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、一般社団法人堺市医師会に属する医療機関については、一般社団法人堺市医師会との契約を通じて業務を委託することにより契約事務の効率化を図るものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
108	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人生登会 寺元記念病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
109	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	社会医療法人阪南医療 福祉センター 阪南中央病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
110	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人宝生会 PL病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
111	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	独立行政法人労働者健康 安全機構 大阪労災病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか

112	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	社会医療法人生長会 ベルクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
113	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	社会医療法人生長会 ベルランド総合病院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
114	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人知音会 中之島クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
115	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人知音会 中之島クリニックレディースプラザ	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
116	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人 上野会 上野会クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
117	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	社会医療法人 寿楽会 大野クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか

118	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	社会医療法人生長会 府中クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
119	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人正岐会 なかし内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
120	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人健育會 別所外科診療所	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
121	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人紀章会 山田クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
122	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人泉翔会 かとう鳳クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
123	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人健生医心会 くわ総合クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか

124	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人安和会 なかもずクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
125	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	朴井診療所	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
126	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人雄徳会 たつみクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
127	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	内科・外科・内視鏡みや びクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
128	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	いわもと内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
129	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	医療法人良樹会 T内科クリニック堺院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか

130	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	なかむら内科医院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
131	健康推進課	222-9936	特定保健指導業務	まや内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
132	健康推進課	222-9936	健康診査業務	一般社団法人 堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、一般社団法人堺市医師会に属する医療機関については、一般社団法人堺市医師会との契約を通じて業務を委託することにより契約事務の効率化を図るものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
133	健康推進課	222-9936	健康診査業務	医療法人正岐会 なかしま内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
134	健康推進課	222-9936	健康診査業務	医療法人健育會 別所外科診療所	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
135	健康推進課	222-9936	健康診査業務	医療法人紀章会 山田クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか

136	健康推進課	222-9936	健康診査業務	医療法人泉翔会 かとう鳳クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
137	健康推進課	222-9936	健康診査業務	医療法人健生医心会 くわ総合クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
138	健康推進課	222-9936	健康診査業務	医療法人安和会 なかもずクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
139	健康推進課	222-9936	健康診査業務	朴井診療所	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
140	健康推進課	222-9936	健康診査業務	医療法人雄徳会 たつみクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
141	健康推進課	222-9936	健康診査業務	内科・外科・内視鏡みや びクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
142	健康推進課	222-9936	健康診査業務	いわもと内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか

143	健康推進課	222-9936	健康診査業務	医療法人良樹会 T内科クリニック堺院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
144	健康推進課	222-9936	健康診査業務	なかむら内科医院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
145	健康推進課	222-9936	健康診査業務	まや内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,514円/基本項目 1件 ほか
146	健康推進課	222-9936	保健指導業務	一般社団法人 堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、一般社団法人堺市医師会に属する医療機関については、一般社団法人堺市医師会との契約を通じて業務を委託することにより契約事務の効率化を図るものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
147	健康推進課	222-9936	保健指導業務	医療法人正峻会 なかしま内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
148	健康推進課	222-9936	保健指導業務	医療法人健育會 別所外科診療所	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか

149	健康推進課	222-9936	保健指導業務	医療法人紀章会 山田クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
150	健康推進課	222-9936	保健指導業務	医療法人泉翔会 かとう鳳クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
151	健康推進課	222-9936	保健指導業務	医療法人健生医心会 くわ総合クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
152	健康推進課	222-9936	保健指導業務	医療法人安和会 なかもずクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
153	健康推進課	222-9936	保健指導業務	朴井診療所	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
154	健康推進課	222-9936	保健指導業務	医療法人雄徳会 たつみクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
155	健康推進課	222-9936	保健指導業務	内科・外科・内視鏡みや びクリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか

156	健康推進課	222-9936	保健指導業務	いわもと内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
157	健康推進課	222-9936	保健指導業務	医療法人良樹会 T内科クリニック堺院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
158	健康推進課	222-9936	保健指導業務	なかむら内科医院	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
159	健康推進課	222-9936	保健指導業務	まや内科クリニック	—	R7.4.1	本業務は健診業務を医療機関に委託するという性質・目的からしても競争入札には適さず、相応する資力、信用、技術、経験等を有する堺市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が健診を受けやすい環境を整備することが必要である。このことから、堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱第4条に基づき、特定健康診査が履行できる医療機関と随意契約を行うものである。なお、「堺市特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する要綱」に基づき実施する業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 9,286円/初回面接 1件 ほか
160	健康推進課	222-9936	成人歯科検診業務	一般社団法人 堺市歯科医師会	—	R7.4.1	成人歯科検診事業は、堺市成人歯科検診の実施に関する要綱に基き、う蝕や歯周病などの歯科疾患を早期に発見し、必要な保健指導を行うことにより、中高年期以降の歯の喪失を防ぐことを目的として実施する事業である。本事業は、健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律、さかい健康プランに基づく本市保健施策との有機的かつ緊密な連携が欠かせないことから、本市において組織包括的な協力体制のもと本業務を履行できる、要綱2条に基き指定した業者と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 5,791円(減免者6,291円)
161	健康推進課	222-9936	成人歯科検診業務	一般社団法人 狭山美原歯科医師会	—	R7.4.1	成人歯科検診事業は、堺市成人歯科検診の実施に関する要綱に基き、う蝕や歯周病などの歯科疾患を早期に発見し、必要な保健指導を行うことにより、中高年期以降の歯の喪失を防ぐことを目的として実施する事業である。本事業は、健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律、さかい健康プランに基づく本市保健施策との有機的かつ緊密な連携が欠かせないことから、本市において組織包括的な協力体制のもと本業務を履行できる、要綱2条に基き指定した業者と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 5,791円(減免者6,291円)

162	斎場	228-0167	斎場火葬運営業務	太陽築炉工業株式会社	122,766,600	R7.4.1	火葬炉設備等は設計製作設置業者である太陽築炉工業株式会社のソフトウェアによるコンピュータ制御によって運転しており、特に、自動燃焼制御システム、炉圧制御システムは特許を取得しているなど、本業務における火葬炉の適正運転、運転操作、各種設備の日常点検・整備、応急修理、部品交換、コンピュータの調整及び点検にあたっては、火葬炉その他の設備、火葬炉運転制御コンピュータに係る既設火葬炉設備等の製作者独自の特許技術が必要である。仮に、火葬炉制御プログラムの製作者以外の者が本業務を履行した場合には、火葬炉の適正な運転整備等がなされないことで、制御プログラムの誤作動により、設備の故障、動作不良を起こし、葬送という人々にとって重要な場面において提供するサービスに重大な瑕疵を発生させる恐れがあることから、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。 また、火葬業務については限られた時間の中で、告別・火葬・収骨という一連の流れとして行われるため、コンピュータ制御を用いた一体的指揮命令システムが必要であり、かつ火葬炉の運転に伴う環境対策を含めた全体的な業務責任を明確にする必要があるため、各業務を一括して発注する必要がある。 以上のことより、既設火葬炉設備等の製作者独自の特許技術を有する当該設備・機器の製造・設置を行った太陽築炉工業株式会社以外にないため、当該業者に随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
163	斎場	228-0167	火葬情報管理システム及び案内表示システム保守業務	太陽築炉工業株式会社	1,419,000	R7.4.1	火葬情報管理システム及び案内表示システムのそれぞれの管理機能は火葬炉制御システムと相互に関連していて、案内表示システムについても表示機能としてだけでなく火葬業務運転の端末も兼ねる装置として運転操作にも関わっている。また、データ収集についても、情報管理システムの情報に火葬データを取り込んでいるなど火葬炉と一体の関係を保っており、それぞれのシステムは密接不可分の関係にある。また「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」及び「火葬炉の排気制御方法及びシステム」として、火葬炉システム全体で当該業者が特許を取得している。そのため当該保守業務を履行するには、火葬炉システム全体と相互関連する構成及び詳細な知識が必要であり、太陽築炉工業株式会社以外の者に履行させた場合、火葬業務全般に障害が生じる恐れがあり、その対応が遅延することにより市民サービスを著しく低下させる。また、保守対応時の設定誤りにより、既存の火葬炉設備、火葬炉制御システム等の機能を損なう恐れがあるため、他の業者では履行できない。当該システムの詳細な知識等を有する者は当該システムを構築した太陽築炉工業株式会社以外にないため、当該業者に随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
164	斎場	228-0167	斎場火葬炉等保守点検業務	太陽築炉工業株式会社	4,346,650	R7.4.1	当該業務は、火葬炉(本体・前室・炉内台車・燃焼装置・送風機・通風関係・計装設備・バグフィルター・灰処理装置・圧縮空気)等設備機器を一体的に保守点検をおこなうものである。 当該火葬炉設備・機械は、一連の火葬業務全般を円滑かつ適正に履行するためコンピュータ制御により一体的に運用管理されており、火葬炉を適正に保守を行うためには、当該火葬炉の設備・機械全体の構成やコンピュータ制御に関する詳細な知識が不可欠となる。 太陽築炉工業株式会社は、当該火葬炉設備・機械の製造・設置業者であり、適正な保守点検に必要となる当該火葬炉の設備・機械全体の構成・コンピュータ制御に関する詳細な知識を有する業者は他にはないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

165	斎場	228-0167	斎場エレベーター等保守点検業務	日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所	1,119,360	R7.4.1	当該エレベーターは、斎場参列者が休日・夜間(職員が不在時)も含めて使用するものであり、施設の利用に支障を来さないためには当該エレベーターの製品上の駆動・製造部品、部材ほか細部にわたり熟知している製造・設置業者(日本エレベーター製造株式会社)であり、故障の未然防止や故障の際には迅速な対応および故障部品の供給ができることと、平成11年供用開始から25年が経過している状況、部品耐用年数からの交換、小修理の必要回数の増加が見込まれることを考慮すると、製造・設置・当初から点検・部品交換・小修理を含むフルメンテナンス方式による保守点検を行ってきた上記業者と随意契約を行うほうが、経費面で有利である。以上のことから上記業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	
166	斎場	228-0167	斎場中央監視装置等保守点検業務	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社	2,805,000	R7.4.1	中央監視装置は熱源系統、各空調系統の設備ならびに自動制御機器を24時間遠隔監視しており、計装システムを継続して正常に運転させることを目的に点検を行うものである。中央監視装置の運用を滞りなく行うには、当該中央監視装置の監視システム、監視機器及び各機器設備ほか細部にわたり熟知している必要があり、当該装置を製造、設置した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。仮に障害発生時に中央監視装置の詳細な知識等を有しない者が本業務を履行する場合、障害発生時において、中央監視装置の系統及び自動制御機器の解読に時間を要し復旧に多大な時間を要する可能性が増し、迅速な対応ができなくなり、火葬運営事業に支障が生じ、ご遺族に著しく影響を及ぼす恐れがあるため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
167	斎場	228-0167	斎場個別空調設備保守点検業務	城陽ダイキン空調株式会社 南大阪営業所	2,860,000	R7.4.1	当該設備・機器の製造(設置)業者であり、かつ独自性のシステムを有し、個別空調機器の制御を、コンピューターで行っているため、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
168	斎場	228-0167	斎場空調機器保守点検業務	川重冷熱工業株式会社 西日本支社	1,381,600	R7.4.1	当該設備・機器の製造(設置)業者であり、制御機器をコンピュータ制御しているため、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
169	衛生研究所	238-1848	衛生研究所安全設備室保守点検業務	日立グローバルライフソリューションズ株式会社 関西サービスエンジニアリングセンタ	1,628,000	R7.4.1	本業務の対象となる高度安全実験室及び機械設備は株式会社日立空調システム製である。当該業者は株式会社日立空調システムのメンテナンス部門を担当しており、本業務に必要な専用の測定機器を有している唯一の業者である。また、それぞれの機械設備は安全設備室全体の運用に関し相互に連携されており、その総括的な保守点検に関しては、当該業者でしか実施できない。仮に当該業者以外の業者等が本業務を履行する場合、感染の恐れのあるウイルス検査を安全に行うことができず、職員の健康被害が生じる恐れがある。以上より、本業務を履行できるのは、株式会社日立空調システムのメンテナンス部門を担当しており、安全設備室の総括的な保守点検が可能である当該業者のみであることから、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

170	衛生研究所	238-1848	感染症発生動向調査業務	一般社団法人大阪府医師会	—	R7.4.1	本業務は、感染症法に基づき各医療機関から感染症の罹患情報を受け、各自治体（本市および大阪府、大阪市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）で取りまとめ、府内および国全体のデータとして解析し、その情報を広く還元するものである。感染症流行は市域、府域をまたいで生じるものであるため、情報の正確な解析には他市との連携が不可欠である。また本業務は、日々感染症の診断を行う地域の医療機関からの報告により、その実態を把握するものであり、各医療機関およびその取りまとめを行っている一般社団法人大阪府医師会なくして事業は成立しない。仮に当該法人以外の業者等が本業務を履行する場合、本市の大部分の医療機関からの感染症罹患情報が得られず、国の要綱に定められる感染症発生動向調査の目的が果たせないため、本市の感染症対策に大きな影響を及ぼす恐れがある。以上より、本業務を履行できるのは、大阪府内の各医療機関の取りまとめを行っている一般社団法人大阪府医師会のみであることから、当該法人と随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約 4,100円/月ほか
171	衛生研究所	238-1848	衛生研究所液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務	クロマトサイエンス株式会社	2,654,080	R7.4.1	当該業務は、水質汚濁防止法・水道法・食品衛生法等に基づき、環境水・水道水・食品等の残留農薬等を検出する液体クロマトグラフ質量分析計の機能維持を図るため点検を行うものである。 液体クロマトグラフ質量分析計は精密測定機器であり、各製造メーカーが分析方法等において独自の技術を駆使し開発、製造されているため、各メーカーとも異なる部品等が使用されている。このため、当所の保有する液体クロマトグラフ質量分析計についても点検に使用する部品やコンピュータのプログラム等は他社との互換性はなく、製造メーカーが持つ独自のノウハウを使用する必要がある。このノウハウは、製造メーカーより販売店証明（技術保証）を受けた販売店しか利用することが出来ない。 加えて当該機器は設置の際、既設の排気ダクトや特殊ガス配管、窒素製造装置などと接続させた上で性能の確認、検収を行っており、これらの設置状況を熟知した設置業者でなければ、機器に対し重大な障害を生じさせる恐れがある。 仮に株式会社エービー・サイエックスより販売店証明を受けていない業者や、当所の設備環境に合わせた当該機器の設置状況を熟知していない業者が本業務を履行する場合、製造メーカーが持つ独自のノウハウを使用できないことでその機能が維持できず、検査結果の信頼性確保が困難になることや、当該機器と特殊ガスや電源等との接続に関する重大な障害により機器が故障し検査ができなくなることで、市民の健康の安全・安心に影響を及ぼす恐れがある。 以上より、本業務を履行できるのは、製造メーカーである株式会社エービー・サイエックスから販売店証明を受けており、かつ当所の設備環境に合わせた当該機器の設置状況を熟知した設置業者であるクロマトサイエンス株式会社のみであることから、当該業者と随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
172	保健医療業務課	228-7582	特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費助成システム運用・保守業務	日本コンピューター株式会社	4,563,900	R7.4.1	当該業務は平成30年4月に大阪府より本市に事務移譲された特定医療費（指定難病）支給認定業務を確実に履行するため、平成29年度に構築を行った特定医療費（指定難病）助成システム（共通基盤（データ連携等）システム関連を含む）の安定した運用を行うために本システムの保守を行うものである。当該業務を適正に履行するためには、本システムの機能や設定、データ構成など、本システムに係る詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠であり、本システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。また、令和5年4月より移働する小児慢性特定疾病医療費助成機能について、当該業者により機能追加改修を行っている。 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費助成機能の詳細な知識等を有しない者が当該業務を履行した場合、システム設定の誤りやデータに起因する不具合が生じる恐れがあり、本システムに異常が生じた際に迅速な対応が難しい。また、処理の誤りによる各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことから、本システムについて詳細な知識等を有し、システム全体の機能を損なうことなく本業務を適正に履行できる者は当該システムを構築・機能追加した日本コンピューター株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	

173	保健医療 業務課	228-7582	特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療費助成システム 改修業務(標準化対応等)	日本コンピューター株式 会社	6,875,000	R7.4.1	本業務は、標準化の運用が開始(令和8年1月)することに伴い、特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療費助成システム(以下「当該システム」という。)で現在共通基盤システムにおいて連携している連携データのレイアウト変更に係る改修を行うものである。 本業務を適正に履行するためには、システムの機能や設定、データ構成など、当該システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りやレイアウト変更後のデータに起因する不具合が生じる恐れがあり、システムに異常が生じた際に迅速な対応が難しく、市民対応の遅滞や渋滞など、重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことから、本業務を適正に履行できる者は当該システムについて詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である日本コンピューター株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
174	保健医療 業務課	228-7582	難病患者支援センター事業運営 業務	一般社団法人大阪府特 定疾患研究会	27,905,000	R7.4.1	本業務は、相談対応業務や学習会・交流会の実施等により、難病患者・家族の療養・生活上の悩みや不安等の解消を図り、療養生活や社会参加など必要な情報を得るための場として「難病患者支援センター」を運営するものである。 本業務を履行するには、とりわけ難病に関する専門知識と難病患者に対する情報集積等の自立支援のノウハウが必要となる。 当該団体は、難病の医療・療養の向上に寄与することを目的として設立された団体であり、府下全域を対象に医療・療養相談を実施し、難病に関する情報集積や関係機関との連携のもと、難病医療ネットワークの整備を図る中心的機関としての役割を担っている。また、難病に関する医学的専門知識と医師・看護師等の医療職による難病支援事業のノウハウを持つ組織として府内で唯一の団体である。 以上のことから、本業務を履行できるのは一般社団法人大阪府特定疾患研究会のみであり、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第163条第2号)	1者随契	
175	保健医療 業務課	228-7582	堺市在宅人工呼吸器使用患者 支援事業における訪問看護業務	有限会社オフィスエイド	—	R7.4.1	当該業務は、対象者が申請することにより、その主治医の指示に基づいて訪問看護ステーション等の事業者の実施する訪問看護サービスを受けることができる業務であり、当該事業者は、堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱第5条の規定により委託の相手方として決定された訪問看護実施機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,450円/回 2,500円/回 ほか
176	保健医療 業務課	228-7582	堺市在宅人工呼吸器使用患者 支援事業における訪問看護業務	株式会社ハビネスTK	—	R7.4.1	当該業務は、対象者が申請することにより、その主治医の指示に基づいて訪問看護ステーション等の事業者の実施する訪問看護サービスを受けることができる業務であり、当該事業者は、堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱第5条の規定により委託の相手方として決定された訪問看護実施機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,450円/回 2,500円/回 ほか
177	保健医療 業務課	228-7582	堺市在宅人工呼吸器使用患者 支援事業における訪問看護業務	株式会社ARIA	—	R7.4.1	当該業務は、対象者が申請することにより、その主治医の指示に基づいて訪問看護ステーション等の事業者の実施する訪問看護サービスを受けることができる業務であり、当該事業者は、堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱第5条の規定により委託の相手方として決定された訪問看護実施機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 8,450円/回 2,500円/回 ほか

178	感染症対策課	222-9933	令和7年度肝炎ウイルス検査業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は、国内最大級の感染症（日本人の約40人に1人が感染）である肝炎ウイルス感染者を早期に発見し、必要な定期検査や適切な治療を実施することで、肝硬変・肝がんといった病気への進展を防止することを目的としている。また、本業務は医療行為であり、競争入札になじむものではなく、上記目的を達成するためには、相応する資力、信用、技術、経験等を有する本市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が検査を受けやすい環境を整備することが必要である。これらのことから、本業務は入札により特定の事業者によりのみ業務を委託することに適さず、本市内で肝炎ウイルス検査が履行できる業者と随意契約を行うものである。なお、一般社団法人堺市医師会に属する医療機関については、一般社団法人堺市医師会との契約を通じて検査を委託することにより契約事務の効率化をはかるものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約3,674円／件ほか
179	感染症対策課	222-9933	令和7年度成人等に対する麻しん風しん混合及び風しん単抗原予防接種業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	堺市風しん予防接種実施要綱第5条により、予防接種実施機関は当該相手方の会員が開設する医療機関と定められているため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約8,746円／件ほか
180	感染症対策課	222-9933	令和7年度妊娠を希望する女性等への風しん抗体検査業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	厚生労働省が平成26年に制定した「風しんに関する特定感染症予防指針」では、先天性風しん症候群の発生防止、また風しんの排除のため、妊娠を希望する女性や妊婦の同居者等に風しん抗体検査や予防接種の勧奨等を行う必要があるとされており、これを受けて本市においても実施体制を整備しているところである。本業務は医療行為であり、競争入札になじむものではなく、上記目的を達成するためには、相応する資力、信用、技術、経験等を有する本市内の各医療機関で検査する体制を整え、市民が検査を受けやすい環境を整備することが必要である。これらのことから、本業務は入札による業者選定にそぐわず、大多数の医療機関が属する一般社団法人堺市医師会と随意契約を行うものである。また、堺市風しん抗体検査事業実施要領においても、実施機関が定められているため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約5,423円／件ほか
181	感染症対策課	222-9933	予防接種業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	適正な予防接種を行うにあたり、当該業務は医療機関で実施することが適切であり、幅広いかかりつけ医療機関で接種できる環境を整備すべきであることから競争入札に適さない。また、堺市定期予防接種実施要綱第5条で定めている本市が指定する堺市医師会実施協力医療機関との契約においては、一般社団法人堺市医師会と一括契約するのが合理的なため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約3,608円／件ほか
182	感染症対策課	222-9933	高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種業務及び高齢者の带状疱疹ワクチン予防接種業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	適正な予防接種を行うにあたり、当該業務は医療機関で実施することが適切であり幅広いかかりつけ医療機関で接種できる環境を整備すべきであることから競争入札に適さない。また、堺市高齢者肺炎球菌予防接種の実施に関する要綱及び堺市高齢者带状疱疹予防接種の実施に関する要綱で定めている本市が指定する堺市医師会実施協力医療機関との契約においては、一般社団法人堺市医師会と一括契約するのが合理的なため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約4,596円／件ほか

183	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(接触者健康診断・管理検診)業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は医療行為であり、競争入札になじむものではなく、結核健康診断業務を遂行するためには、相応の資力、信用、技術、経験等を有する本市内の各医療機関で検診する体制を整え、市民が検診を受けやすい環境を整備することが必要である。 これらのことから、本業務は入札により特定の業者にのみ用務を委託することに適さず、結核健康診断が履行できる業者にのみ随意契約を行うものである。なお、一般社団法人堺市医師会に属する医療機関については、一般社団法人堺市医師会との契約を通じて健康診断を委託することにより契約事務の効率化をはかるものである。 また、上記理由に加え市民の利便性を鑑み、第二種感染症指定医療機関に指定されており結核病床を有する大阪はびきの医療センター及び一般財団法人大阪府結核予防会とも随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 4,026円／件ほか
184	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(接触者健康診断・管理検診)業務	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	—	R7.4.1	本業務は医療行為であり、競争入札になじむものではなく、結核健康診断業務を遂行するためには、相応の資力、信用、技術、経験等を有する本市内の各医療機関で検診する体制を整え、市民が検診を受けやすい環境を整備することが必要である。 これらのことから、本業務は入札により特定の業者にのみ用務を委託することに適さず、結核健康診断が履行できる業者にのみ随意契約を行うものである。なお、一般社団法人堺市医師会に属する医療機関については、一般社団法人堺市医師会との契約を通じて健康診断を委託することにより契約事務の効率化をはかるものである。 また、上記理由に加え市民の利便性を鑑み、第二種感染症指定医療機関に指定されており結核病床を有する大阪はびきの医療センター及び一般財団法人大阪府結核予防会とも随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 4,026円／件ほか
185	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(接触者健康診断・管理検診)業務	一般財団法人 大阪府結核予防会	—	R7.4.1	本業務は医療行為であり、競争入札になじむものではなく、結核健康診断業務を遂行するためには、相応の資力、信用、技術、経験等を有する本市内の各医療機関で検診する体制を整え、市民が検診を受けやすい環境を整備することが必要である。 これらのことから、本業務は入札により特定の業者にのみ用務を委託することに適さず、結核健康診断が履行できる業者にのみ随意契約を行うものである。なお、一般社団法人堺市医師会に属する医療機関については、一般社団法人堺市医師会との契約を通じて健康診断を委託することにより契約事務の効率化をはかるものである。 また、上記理由に加え市民の利便性を鑑み、第二種感染症指定医療機関に指定されており結核病床を有する大阪はびきの医療センター及び一般財団法人大阪府結核予防会とも随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 4,026円／件ほか
186	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(IGRAs検査(QFT検査及びT-SPOT検査))業務	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	—	R7.4.1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に基づき指定を受けている指定医療機関のうち、本業務の履行体制が整えられる各医療機関と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,573円／件ほか
187	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(IGRAs検査(QFT検査及びT-SPOT検査))業務	独立行政法人 国立病院機構 近畿中央呼吸器センター	—	R7.4.1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に基づき指定を受けている指定医療機関のうち、本業務の履行体制が整えられる各医療機関と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,573円／件ほか

188	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(IGRAs検査(QFT検査及びT-SPOT検査))業務	一般財団法人 大阪府結核予防会	—	R7.4.1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に基づき指定を受けている指定医療機関のうち、本業務の履行体制が整えられる各医療機関と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,573円／件ほか
189	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(IGRAs検査(QFT検査及びT-SPOT検査))業務	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	—	R7.4.1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に基づき指定を受けている指定医療機関のうち、本業務の履行体制が整えられる各医療機関と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,573円／件ほか
190	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(IGRAs検査(QFT検査及びT-SPOT検査))業務	社会医療法人同仁会 みみはら高砂クリニック	—	R7.4.1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に基づき指定を受けている指定医療機関のうち、本業務の履行体制が整えられる各医療機関と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,573円／件ほか
191	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(IGRAs検査(QFT検査及びT-SPOT検査))業務	社会医療法人同仁会 みみはらファミリークリニック	—	R7.4.1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に基づき指定を受けている指定医療機関のうち、本業務の履行体制が整えられる各医療機関と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,573円／件ほか
192	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核健康診断(IGRAs検査(QFT検査及びT-SPOT検査))業務	社会医療法人同仁会 耳原鳳クリニック	—	R7.4.1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に基づき指定を受けている指定医療機関のうち、本業務の履行体制が整えられる各医療機関と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 12,573円／件ほか
193	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核登録者情報システム(堺市独自システム)保守業務	東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所	1,498,138	R7.4.1	当該業務は、結核の登録患者支援及び接触者管理を行うため「結核登録者システム(厚生労働省システム)」とデータ連携を行いながら、既存の「結核登録者情報システム(堺市独自システム)」を円滑かつ継続して使用することを目的として運用保守を行うものである。そのためには、システムの構成全体を把握し、プログラムの作成、変更等の詳細な手順や設定など、当該システムに係る詳細な知識及び技術が不可欠である。よって開発業者以外による適正な履行は見込めず、契約の目的が競争入札に適しない。 当該システムの詳細な設定などに関する知識等を有しない者が本業務を履行した場合、設定の誤り等により、システムに不具合が生じ、結核登録患者及び接触者の適正な管理ができず、ひいては結核感染の拡大や市民の健康を損なわせる恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できるのは、当該システムの開発業者である東芝情報システム株式会社からSIソリューション事業において営む各種コンサルティング、システムの設計・開発・構築・保守及び販売に係る事業に関する事業継承を受けた東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所以外になく、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

194	感染症対策課	222-9933	令和7年度結核検診業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は、本市が医療機関に委託し実施する肺がん検診で撮影した胸部エックス線写真を基に、結核に関しての読影を、撮影した医療機関において医師が行う医療行為の委託であり、結核の早期発見・治療を目的とするものである。 肺がん検診業務は、肺がん検診を受注可能な医療機関が所属する一般社団法人堺市医師会と随意契約を行っており、上記のとおり、本業務では肺がん検診受注医療機関において撮影したエックス線写真を基に、同医療機関で読影を行うものであることから、契約相手方を同じく一般社団法人堺市医師会とするものである。 また、本業務は医療行為であり、競争入札になじむものではなく、相応の資力、信用、技術、経験等を有し確実な履行が見込まれる本市内の各医療機関で検診する体制を整え、市民が検診を受けやすい環境を整備することが必要であること、又、前述のとおりそれら医療機関が属する団体が一般社団法人堺市医師会であることから、当該相手方と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 935円／件
195	感染症対策課	222-9933	令和7年度堺市結核医療給付システム保守業務	東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所	2,156,000	R7.4.1	当該業務は、結核の登録患者の管理及び公費の支給決定等医療支援を行うための「結核医療給付システム」を円滑かつ継続して使用することを目的として運用保守を行うものである。そのためには、システムの構成全体を把握し、プログラムの作成、変更等の詳細な手順や設定など、当該システムに係る詳細な知識及び技術が不可欠である。よって開発業者以外による適正な履行は見込めず、契約の目的が競争入札に適しない。 当該システムの詳細な設定などに関する知識等を有しない者が本業務を履行した場合、設定の誤り等により、システムに不具合が生じ、結核登録患者の適正な管理ができず、ひいては結核患者の治療が妨げられ、結核感染の拡大や市民の健康を損なわせる恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できるのは、当該システムの開発業者である東芝デジタルエンジニアリング株式会社の関西事業所以外になく、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
196	生活衛生課	222-9940	生活衛生システム保守業務	日本コンピューター株式会社	5,940,000	R7.4.1	本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。 当該業務は、生活衛生システムの運用・保守およびサブシステムの制度改革等に対応するプログラムの追加・変更等改修作業を行うものであり、稼働監視や障害管理、プログラムの変更内容、本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、本業務を履行するためには、本システムの詳細な設定や各種サーバの構成等システムについての詳細な知識及び改修・保守に係る技術が必要である。仮に詳細な知識を有しない者が本業務を履行した場合、システム稼働監視に異常が生じた際の対応の遅延、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが生じ、システム処理の誤りによる市民への通知ミス、窓口対応の停滞など市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。 詳細な知識等を有し、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは当システムを開発・導入した日本コンピューター株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	